

ごみ処理の基本方針について

1 ごみ処理の基本方針とは

ごみ処理の基本方針では、西知多医療厚生組合が設定している整備ビジョンに掲げた新しいごみ処理施設の建設に向けて、東海市、知多市及び組合が目指すごみ処理全般の方向性を示します。

また、ごみ処理の基本方針の設定にあたっては、国の方針等を参考にします。

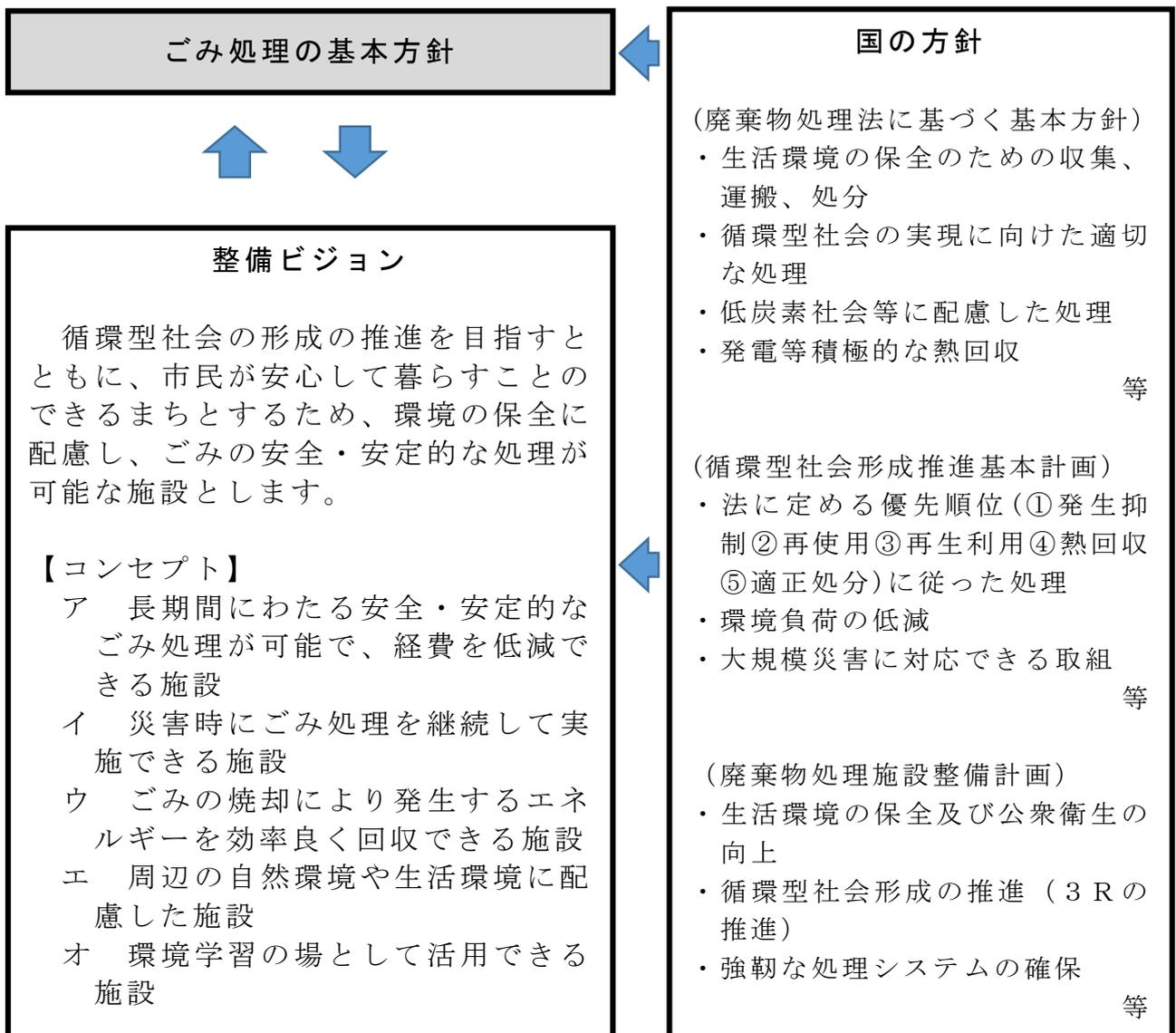


図 2-1-1 ごみ処理の基本方針の位置づけ

2 ごみ処理の基本方針の検討

新しいごみ処理施設の整備ビジョンでは、「循環型社会の形成の推進」及び「市民が安心して暮らすことのできるまち」の2点を「目指す姿」として掲げています。

(1) 目指す姿①「循環型社会の形成の推進」

ア 関連するコンセプト及び国の基本方針等

循環型社会の形成は、図2-1-1に示す整備ビジョンのコンセプト及び国の方針においても求められている項目であり、積極的に取り組む必要があります。目指す姿①「循環型社会の形成の推進」に関連する項目を表2-1-1に整理します。

表 2-1-1 「循環型社会の形成の推進」に関連する項目

方針等	関連項目
整備ビジョンのコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却により発生するエネルギーを効率良く回収できる施設 ・環境学習の場として活用できる施設
廃棄物処理法に基づく基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の実現に向けた適切な処理 ・発電等積極的な熱回収 <p style="text-align: right;">等</p>
循環型社会形成推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法に定める優先順位(①発生抑制②再使用③再生利用 ④熱回収⑤適正処分)に従った処理 <p style="text-align: right;">等</p>
廃棄物処理施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成の推進(3Rの推進) <p style="text-align: right;">等</p>

イ 現状及び課題

循環型社会の形成の推進を目指すために必要な取組について、第1回ごみ処理基本構想検討委員会の資料1-2「ごみ処理の現状について」を踏まえて検討を行います。

その結果、1点目としてより一層のごみの減量化を進めること、2点目として資源回収を推進して資源回収量を増やすこと、3点目として市民、事業者、行政が積極的な関わりを持ち、減量化や資源化に取り組むことが課題として挙げられます。

(ア) ごみの減量化

1点目として、両市のごみの減量化に向けた取組の市民等への浸透に伴い、平成19年度以降、順調にごみの減量は進んでいるものの、国が循環型社会形成推進基本計画で掲げる平成32年度の減量目標は達成できておらず、これから平成32年度に向けてより一層減量化を進める必要があります。

(イ) 資源回収の推進

2点目として、両市で資源の回収方法は異なりますが、両市とも資源として回収される量は、県内平均より低くなっており、今後も資源の回収量を増やす必要があります。

(ウ) 市民・事業者・行政の積極的な関わり

3点目として、今後、更なるごみの減量化や資源化の推進に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で減量化や資源化に取り組むだけでなく、相互に働きかけ、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

ウ 基本方針1

ア及びイを踏まえ、基本方針の1つ目として、「**協働による循環型社会の形成**」を掲げます。

「協働による循環型社会の形成」とは、市民・事業者・行政が、それぞれの立場における役割（排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、環境学習等）を認識し、相互に働きかけを行い、ごみ排出量を削減するとともに、資源化を促進し、限られた資源の効率的な利用を推進することを表しています。

(2) 目指す姿②「市民が安心して暮らすことのできるまち」

ア 関連するコンセプト及び国の基本方針等

市民が安心して暮らすことは、図2-1-1に示す整備ビジョンのコンセプト及び国の方針においても求められている項目であり、積極的に取り組む必要があります。目指す姿②「市民が安心して暮らすこ

とのできるまち」に関連する項目を表2-1-2に整理します。

表 2-1-2 「市民が安心して暮らすことのできるまち」に関連する項目

方針等	関連項目
整備ビジョンのコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたる安全・安定的なごみ処理が可能で、経費を低減できる施設 ・災害時にごみ処理を継続して実施できる施設 ・周辺の自然環境や生活環境に配慮した施設
廃棄物処理法に基づく基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全のための収集、運搬、処分 ・低炭素社会等に配慮した処理 <p style="text-align: right;">等</p>
循環型社会形成推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減 ・大規模災害に対応できる取組 <p style="text-align: right;">等</p>
廃棄物処理施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上 ・強靱な処理システムの確保 <p style="text-align: right;">等</p>

イ 現状及び課題

市民が安心して暮らすことのできるまちを目指すために必要な取組について、検討を行います。

その結果、1点目としてごみ処理を安全に実施すること、2点目として安定したごみ処理を継続して実施すること、3点目として生活環境や自然環境への影響を低減すること、4点目として災害に備えることが課題として挙げられます。

(ア) ごみ処理の安全実施

1点目として、ごみ処理の収集運搬、中間処理、最終処分において、安全に作業を実施するとともに、施設面においても安全性を確保することが必要です。

(イ) 安定したごみ処理の継続実施

2点目として、ごみは市民生活及び事業活動に伴い発生するものであり、良好な市民生活等を維持するためには、安定したごみ処理を継続して実施することが必要です。

(ウ) 生活環境や自然環境への影響低減

3点目として、市民の生活環境を保全するために、排出されたごみを迅速かつ衛生的に処理することが必要です。

また、ごみ処理過程（収集運搬、中間処理、最終処分）では自然環境への影響を極力抑えることが必要です。

(エ) 災害への備え

4点目として、東日本大震災以降、災害時に発生するごみの早期処理に関して、事前に対応を検討することが重要視されており、災害発生後もごみ処理が継続できる施設を持つこと、災害時及び災害後に一時的に多量に発生するごみの処理体制を事前に検討することが必要です。

ウ 基本方針 2 及び 3

ア及びイを踏まえ、「市民が安心して暮らすことのできるまち」を目指すためには、日常生活の安心を確保すること、災害等の緊急時の安心を確保することの2項目に分けて基本方針を整理することとします。

基本方針の2つ目として、日常生活の安心を確保する点について、「**安全で衛生的なごみ処理の継続**」を掲げます。

「安全で衛生的なごみ処理の継続」とは、ごみ及び資源の収集運搬、中間処理及び最終処分における安全性を確保するとともに、安定したごみ処理を継続することにより、衛生的な市民生活や施設周辺の自然環境を保全することを表しています。

基本方針の3つ目として、災害等の緊急時の安心を確保する点について、「**災害に対応できるごみ処理体制の構築**」を掲げます。

「災害に対応できるごみ処理体制の構築」とは、大地震等の災害に対して、強靱なごみ処理施設を整備するとともに、一時的に多量に発生する災害廃棄物の処理を見据え、ごみ処理を継続して実施できる体制を構築することを表しています。

(3) ごみ処理の基本方針

(1)及び(2)で検討したごみ処理の基本方針を図2-1-2に整理します。

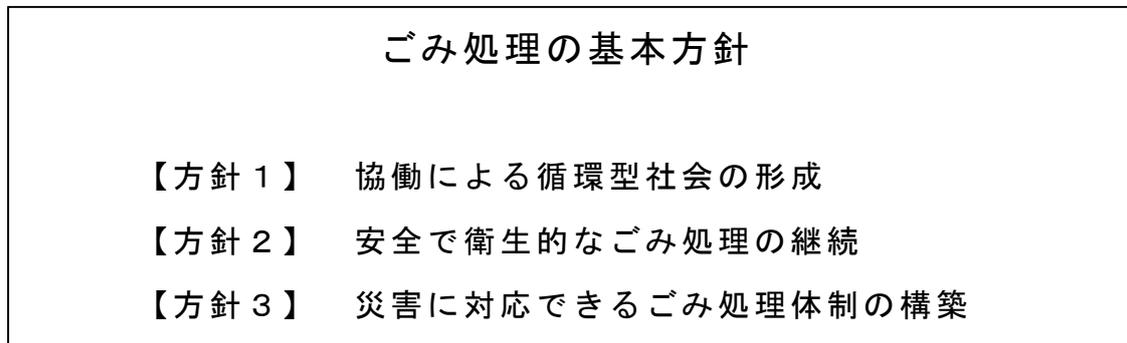


図 2-1-2 ごみ処理の基本方針